

、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十三条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）及び第三十四条の二から第三十六条まで並びに第一節、第四節（第五十条第一項及び第五十五条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第六十一条」において準用する第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規程により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法廷代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第二十九条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十条第二項中「法廷代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	
第四章 介護予防訪問看護	
（看護師等の員数）	
第六十三条 （略）	
2・3 （略）	
4	指定介護予防訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応

型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項第四号イ及び第九項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号イ及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
5	指定介護予防訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第四項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号イ又は第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第七章 介護予防通所介護	
（従業者の員数）	
第九十七条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。	
一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供を行う時間数（以下この条において「提供時間数」という。）に応じて、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数	
二 （略）	
三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数	

、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十三条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）第三十五条及び第三十六条並びに第一節、第四節（第五十条第一項及び第五十五条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第六十一条」において準用する第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規程により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法廷代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第二十九条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十条第二項中「法廷代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	
第四章 介護予防訪問看護	
（看護師等の員数）	
第六十三条 （略）	
2・3 （略）	
（新設）	

（新設）	
（従業者の員数）	
第九十七条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。	
一 生活相談員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数	
二 （略）	
三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯	

	に ¹ 応じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる介護職員が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までは一以上、利用者の数が十五人を ² 超える場合は、超えた部分の利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
四	（略）
2	当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
3	指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、 ³ 第一項第三号の介護職員及び前項の適用がある場合における看護職員又は介護職員（以下この条において「介護職員等」という。）を、 ⁴ 常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。
4	第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。
5	前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介

	を ¹ 通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる介護職員が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までは一以上、 ² それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
四	（略）
2	当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
	（新設）
	（新設）
3	前二項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介

5

	護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的 ⁶ に行われるものをいう。
6	（略）
9	指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第八項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
	第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準
	（従業者の員数）
第百十二条	基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。
一	生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供を行う時間数（以下この条において「提供時間数」という。）に応じて、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数
二	看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数
三	介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる介護職員が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者

	護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的 ⁴ に行われるものをいう。
4	（略）
7	指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
	第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準
	（従業者の員数）
第百十二条	基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。
一	生活相談員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数
二	看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数
三	介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる介護職員が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が

6

	が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が十五人までは一以上、利用者の数が十
	五人を超える場合は、超えた部分の利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
四	（略）
2	当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
3	基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び前項の適用がある場合における看護職員又は介護職員（以下この条において「介護職員等」という。）を、常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。
4	第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。
5	前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
6	（略）
7	基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業と

	基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すことに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
四	（略）
2	当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
	（新設）
	（新設）
3	前二項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
4	（略）
5	基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業と

	が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
	（準用）
第百十五条	第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）、第三十四条の二から第三十六条まで及び第五十二条並びに第一節、第四節（第百条第一項及び第百七条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百十五条において準用する第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第三十条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第百条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
	第九章 介護予防短期入所生活介護
	（準用）
第百四十二条	第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第

	が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
	（準用）
第百十五条	第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）、第三十五条、第三十六条及び第五十二条並びに第一節、第四節（第百条第一項及び第百七条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百十五条において準用する第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第三十条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第百条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
	第九章 介護予防短期入所生活介護
	（準用）
第百四十二条	第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第